

一般社団法人 日本液晶学会

若葉賞（学生ポスター発表賞）規定

第 1 条（目的）

本規定は、日本液晶学会討論会又は理事会が定める事業（以下「討論会等」という。）において優れたポスター講演を行った学生会員を一般社団法人日本液晶学会が表彰する「若葉賞（学生ポスター発表賞）」（英文名称 JLCS Student Poster Award）に関して定める。

第 2 条（対象者）

若葉賞（学生ポスター発表賞）は、討論会等のポスター講演において、研究意欲に満ちた質の高い講演を行った者に授与する。本賞の応募資格は、虹彩賞の応募資格を有し、かつ討論会等の開催時に大学院修士課程または学部もしくは高等専門学校（専攻科を含む）に在籍している者とする。ただし過去に本賞または虹彩賞を受賞したことのある者は審査対象としない。

本賞へ応募した者は、虹彩賞へも応募したものとする。虹彩賞受賞となった場合は、虹彩賞を優先し、本賞の受賞者とはしない。

第 3 条（表彰件数）

若葉賞（学生ポスター発表賞）の表彰件数は毎年、審査件数の 20% 程度とする。虹彩賞を受賞したのもも審査件数に含める。

第 4 条（審査）

若葉賞（学生ポスター発表賞）の選考は、虹彩賞選考委員会が行う。審査は次の基準に基づいて行う。

- （1）プレゼンテーション技術のレベル
- （2）質疑に対する受け答えの能力
- （3）研究内容の理解レベル
- （4）研究のオリジナリティー（応募者本人の研究ではないと判断される場合には審査から除外する）
- （5）考察の裏づけと考察の論理性

第 5 条（表彰）

受賞者には、個人宛に学会会長名で表彰状を授与する。また、学会誌「液晶」、および日本液晶学会ホームページにおいて、氏名およびポスターのタイトルを公表する。

第 6 条（規定の改定）

本規定の改定は、理事会の決議による。

附則

1. 本規定は、平成 29 年 4 月 15 日より施行する。
2. 令和 2 年 8 月 14 日、理事会において改定を承認制定。